

様式第五(第6条関係)

規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に関する照会書

令和元年11月28日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

住所 千葉県柏市若柴178番地4
柏の葉キャンパス148街区2 KOIL6F
名称 フォトックマーケットパートナーズ株式会社
代表取締役 藤武昌之

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する下記4.に掲げる法令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求める。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

(1) 新事業活動及びこれに関連する事業活動に係る事業の目標の要約

背景:

学校教育の現場では、本来の業務(教育指導等)のほか、給食費や教材費等の回収に際し、教職員が手間と時間を割いている。実際の現場にいる教職員の聞き取りで、医療費等の回収について教職員の精神的な負担が少なからずあることが明らかになった。

新事業活動:

弊社では学校教育の校務支援サービス(*1)を展開しており、教育機関向けサービスの新商品として、宿泊学習先で発生した生徒・児童の医療費の立替払いサービス「タテカエル(仮称)」の実施を検討している。

(*1)弊社の既存サービスは、デジタルカメラのレンタル・携帯電話のレンタル・生徒身分証の作成・行事写真撮影・卒業アルバム作成などであり、債権回収を業務としたものではない。

事業の目的:

現在、宿泊学習(修学旅行、林間学校等)の行事運営の際に、以下①～④が教職員の校務負担

を増大させていている。

- ① 生徒児童の保険証コピーを行事中に教職員が携帯しているが、個人情報紛失のリスクを伴つており、厳重な保管を要するため、携帯する教職員の負担となっている。
- ② 保険証コピーを受け付けない医療機関も増えてきており、医療費の10割負担に備えて多額の現金を教職員が行事中携帯している。保険証コピーと同様、厳重な保管を要するため、管理する教職員の負担となっている。
- ③ 行事中に発生した生徒児童の医療費を、教職員個人が立て替えるケースもある。
- ④ 行事終了後に立て替えた医療費を保護者に請求しなければならず、教育機関から家庭への請求業務、現金のやり取りが発生する。

当サービス「タテカエル(仮称)」は、上記①～④により発生していた校務、および教職員個人の負担を改善し、教職員が教育指導や生徒児童の安全管理に集中できる環境を提供することを目的としている。

(2) 新事業活動及びこれに関連する事業活動を実施することにより、生産性の向上(資源生産性の向上を含む。)又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

「新たな役務の開発又は提供」に該当する。

新たな需要が見込まれる理由:

当サービスは、教職員が保険証のコピーを携帯することで発生する適切な管理・保管責任への業務的・心理的負担の軽減、また、教職員が立て替えた医療費を回収する手間や負担の軽減が期待できる。

需要獲得見込み:

(サービス単価) 30円(生徒1名・1日あたり)

(年間受注校数) 450校 ※弊社他サービス顧客の50%として試算

(年間売上見込み) 421万円 ※学年在籍人数平均100名、旅行日程平均2.5日として試算

(年間収益見込み) 270万円

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

(1) 新事業活動及びこれに関連する事業活動に係る事業の実施内容を記載する。

サービス提供事業者:

弊社

サービス利用者:

教育機関(当サービス「タテカエル(仮称)」を利用した教育機関の該当学年)

保護者(宿泊学習中に医療機関を受診した生徒児童の保護者)

(2) 事業概要

<サービスフロー>

① 教育機関から弊社へ、FAXにてサービス利用の申込みをする。

なお、教育機関は事前に保護者から以下の点について書面にて同意を得ることとする。

- ・行事中の医療機関受診要否については教育機関の判断に任せること
- ・当サービスの利用代金は保護者が行事代金の一部として負担すること
- ・医療機関を受診した際の医療費立替分の請求を弊社から保護者へ行うこと
- ・入院費用、自然災害が原因の医療費、戦争や革命、暴動などが原因の医療費については、サービス利用対象外として立て替え払いを行わないこと

(当サービスへ申し込みをし、行事へ出発した時点で、上記について同意を得ているものとみなします。教育機関が保護者の同意を得られない場合は、教育機関は申し込みをしないか、キャンセルする。)

② 弊社から教育機関へ、申込確定及び立替方法の案内をFAXにて送信。

③ 教育機関にて、行事の実施。

④※ 行事中に生徒児童が医療機関を受診。医療費の窓口への支払いは教育機関、または教職員が立て替えて行う。

⑤※ 教育機関、または教職員は、弊社の専用インターネットフォームに必要事項を入力し、必要書類を貼付し、立替払いした医療費の支払い申請を行う。

⑥※ 弊社にて支払い申請の内容の確認後、当日または翌営業日に、教育機関、または教職員が指定した口座へ立替払いした医療費の実費を入金する。

⑦ 教育機関へサービス利用料金の請求書を送付。教育機関は、保護者が支払った行事代金からサービス利用料金を弊社へ支払う(支払期日:請求書発行より1ヶ月間(*1))。

⑧※ 保護者へ立替払いした医療費の請求書を送付(実費のみを請求し、手数料等の加算請求は行わない)。保護者は弊社へ医療費の実費を支払う(支払期日:請求書発行より1ヶ月間(*1))。(*2)

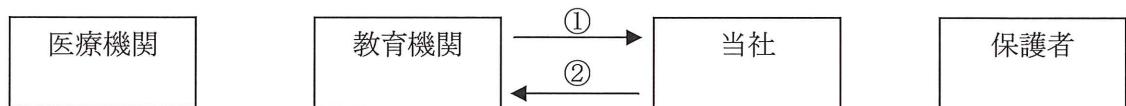
※のついている番号は、行事中に生徒児童の医療受診があった場合のフロー

(*1)請求書の発行日は、行事終了日前後または医療費支払日前後とする

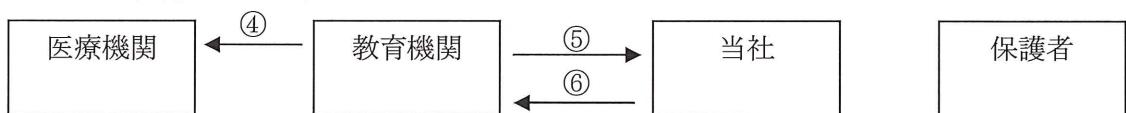
(*2)医療費の回収が期日までに行われなかった場合、該当生徒児童の卒業時まで毎月請求書を発行することにより再請求を行う(電話連絡、第三者への債権譲渡等を含むその他の回収手段はとらない)。仮に卒業時までに回収できなかった場合は、貸し倒れ処理し、以後の請求は行わない。

<事業フロー図>

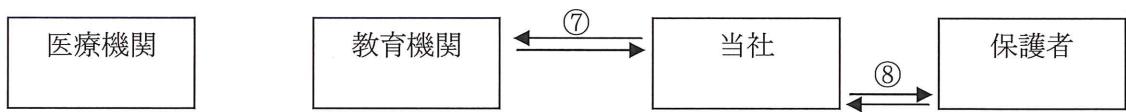
- サービス申込み(行事実施前)



- 行事中(③行事実施)



- 行事終了後



(3) 新事業活動及びこれに関連する事業活動を行う場所の住所

弊社業務は本社所在地にて行う。顧客の教育機関所在地、および顧客の宿泊学習活動地は全国(日本国内)を対象とする。

3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

2020年1月	弊社HP上で新商品発表
2020年3月	教育機関へ配布している販促チラシにて告知
2020年4月	サービス開始

4. 解釈及び適用の有無の確認を求める法令の条項等

貸金業法

第二条 この法律において「貸金業」とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単に「貸付け」という。)で業として行うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 国又は地方公共団体が行うもの
- 二 貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの

- 三 物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの
- 四 事業者がその従業者に対して行うもの
- 五 前各号に掲げるもののほか、資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けを行う者で政令で定めるものが行うもの

5. 具体的な確認事項

当サービス「タテカエル(仮称)」が貸金業法第2条第1項に規定する貸金業に該当しないことを確認したい。

<弊社の考え方>

- ・ 貸金業法第2条において、貸金業とは、「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介で業として行うもの」と定められている。

当サービス「タテカエル(仮称)」において、弊社が、保護者に代わって医療費相当額を立て替えて教育機関に支払うことは、下記のとおり、「金銭の貸付け」には当たらず、貸金業にも該当しない。

貸金業法上の「貸付け」の該当性については、経済的側面や実態に照らして判断されるとされている。本件において、

①教育機関は、事前に保護者に対して、生徒児童の怪我・病気が発生した際には、医療機関にかかること及びその医療費を弊社が立て替えることについて、同意を取っており、保護者に医療費及びその立替えに関する予見可能性があること

②当サービスの契約上の目的は、医療費を立て替えた教育機関が保護者に対して請求する事務や保護者との金銭の授受の手間の簡便化にあること

③本件の立替えは、教育機関と当該事業者において予め定められた契約条件に合致する医療費の支払いが教育機関の判断によって行われた場合に機械的に発生するものであり、医療費の支払いが行われる都度、当社が保護者の信用力に応じた与信判断を行うものではないこと

④立替払いする医療費の額は、修学旅行や林間学校といった限られた機会において、突発的に発生し、教育機関が支払った医療費実費相当額であり、立替期間は通常1か月程度として短期での返還を見込んでいること

⑤行事中の生徒児童の傷害死亡や入院等については、重大な事案であるため、旅行先であっても保護者が直接医療費の支払いにあたると思われるため、当サービスによる立て替え払いは利用できない。そのため、高額な医療費であっても保護者の信用力に応じた与信判断により立替えを行っているものではないこと

⑥当サービスは、入院費用、自然災害が原因の医療費、戦争や革命、暴動などが原因

の医療費については、サービス利用対象外として立て替え払いを行わないため、実際に立て替える医療費は高額になる可能性が低く、未回収となる割合も低いものであると考えられること

⑦当サービスに係る利用料は、30円に生徒児童の数及び旅行日数を乗じるものとして設定されており、保護者の信用力に応じて利用料の金額が変動するものではないこと

⑧当該生徒児童が支払いをしないまま卒業した場合には、事実上医療費の回収を諦めること(医療費の回収が期日までに行われなかつた場合、該当生徒児童の卒業時まで毎月請求書を発行することのみにより再請求を行う(電話連絡、第三者への債権譲渡等を含むその他の回収手段はとらない)。仮に卒業時までに回収できなかつた場合は、貸し倒れ処理し、以後の請求は行わない。)

⑨当サービスの趣旨は、医療費を立て替えた教育機関が保護者に対して請求する事務や保護者との金銭の授受の手間の簡便化にあり、その他の目的(債権回収等)は一切ないこと

上記前提の下では、教育機関又は保護者に対する信用供与とはいはず、また、保護者においても、信用供与を期待しているとまではいえないことから、貸金業法上の「貸付け」行為に該当せず、貸金業に該当しないものと考えられる。

6. その他

なし。